

2020年2月19日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田 俊道

大阪府
知事 吉村 洋文 様
大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行 様

要求書

貴委員会が行なった2019年6月26日付提案「地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴う非常勤職員（外国語指導員）の勤務労働条件の改正について」により、外国語指導員（以下、NET）の病気休暇が来年度より無給化されることとなった。

組合は団体交渉において、「感染症の場合必要と認められる期間、有給休暇とする。」ことを対案とし検討することを要請した。7月24日、貴委員会は「国の非常勤職員を基本としつつ、府の常勤職員の状況を勘案した上で、府における他の非常勤職員との間に権衡を失しないように改正するもの」と回答し、組合の対案を一蹴した。

しかしながら、国の非常勤職員にはNETと同様に学校現場でほぼフルタイムに近い時間働く職員は存在せず、それは府における他の非常勤職員も同様である。また、予測もつかなかった新型コロナウイルスの発生により、感染予防対策がさらに重要な問題となっていることは今や周知の事実である。このような不確定な状況が続く中、常勤職員には90日間の有給の病気休暇が付与される一方、現在まで付与されてきた有給の病気休暇をNETから剥奪することは労働条件の不利益変更のみならず、学校現場における児童・生徒の安全確保に影響を及ぼす可能性が避けられない。

貴委員会・貴職において、新たに加わった不安材料も鑑み、国を基本とする画一的な労働条件の設定について再考することを強く要求する。

以上